佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年9月30日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

## 佐賀県人事委員会規則第19号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県職員の育児休業等に関する規則(平成4年佐賀県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 000数101g10 0%定立数显静为180 1 / / / / / / / / / 00 08 |                                |  |  |  |  |
|--|--------------------------------|--|--|--|--|
| 改正前  | 改正後                            |  |  |  |  |
| (育児休業の承認の請求手続)                                   | (育児休業の承認の請求手続)                 |  |  |  |  |
| <b>第2条</b> 育児休業の承認の請求け 育児休業承認請求書(様式第1            | 第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1 |  |  |  |  |

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1号)により行い、条例<u>第3条第8号</u>に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(条例第2条の3第3号に掲げる場合、条例第2条の4の規定に該当する場合又は条例第2条の5に規定する期間内に職員が育児休業をする場合にあっては、2週間)前までに行うものとする。

- 第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1号)により行い、条例<u>第3条第7号</u>に掲げる事情に該当して育児 休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日 の1月(<u>次に掲げる場合は</u>、2週間)前までに行うものとする。
  - (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定す る期間内に育児休業をしようとする場合
  - (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

| 改正前 | 改正後                |
|-----|--------------------|
|     | (3) 冬例第9条の4の相定に該当っ |

#### 2 略

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認 する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、 証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条 例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求し た場合は、この限りでない。

(育児休業をすることができる非常勤職員)

第2条の2 略

(継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第2条の3 条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場 第2条の4 条例第2条の3第3号ウの人事委員会規則で定める場 合は、次に掲げる場合とする。

(1) • (2) 略

2 前項の規定は、条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定め る場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達 日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとす る。

(育児休業等計画書)

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求 をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日であ る場合

#### 2 略

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認 する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、 証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採 用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休 業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業をすることができる非常勤職員)

### 第2条の2 略

(条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規則で定め る特別の事情)

第2条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規 則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲 げる事情とする。

(継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

- 合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) (2) 略
  - (3) 前条に規定する事情に該当した場合
- 2 前項の規定は、条例第2条の4第3号の人事委員会規則で定め る場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達 日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとす る。

#### 改正前

第3条 条例第3条第5号及び第11条第6号の育児休業等計画書の 様式は、様式第2号のとおりとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

## 第4条

間の延長の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

# 第5条 略

- 2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第3号)により行うもの とする。
- 3 4 略

(勤務した期間に相当する期間)

# 第6条 略

(育児短時間勤務の承認の請求手続)

### 改正後

(育児休業の期間の延長の請求手続)

- 第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書によ り行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されるこ とに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業 の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業 の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものと する。
  - (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定す る期間内にしている育児休業 (当該期間内に延長後の育児休業 の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)
  - (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育 児休業
  - (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業
- 第2条第1項、第2項及び第3項本文の規定は、育児休業の期 2 第2条第2項及び第3項本文の規定は、育児休業の期間の延長 の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

# 第4条 略

- 2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第2号)により行うもの とする。
- 3 4 略

(勤務した期間に相当する期間)

## 第5条 略

(育児短時間勤務の承認の請求手続)

第7条 育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求 第6条 育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求

| 改正前   | 改正後   |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|
| 書( <u>様式第4号</u> )により、育児短時間勤務を始めようとする日の<br>1月前までに行うものとする。            | 書( <u>様式第3号</u> )により、育児短時間勤務を始めようとする日の<br>1月前までに行うものとする。  |  |  |  |  |
| 2・3 略   | 2 · 3 略   |  |  |  |  |
|   | (育児短時間勤務計画書)  |  |  |  |  |
|   | 第7条 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書の様式は、様式<br>第4号のとおりとする。  |  |  |  |  |
| (育児短時間勤務の承認の取消事由等の届出)   | <br>(育児短時間勤務の承認の取消事由等の届出)   |  |  |  |  |
| 第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。                                       | 第10条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。   |  |  |  |  |
| (部分休業の承認の取消事由等の届出)  | (部分休業の承認の取消事由等の届出)  |  |  |  |  |
| 第14条 第5条の規定は、部分休業について準用する。  | 第14条 第4条の規定は、部分休業について準用する。  |  |  |  |  |
| 様式第1号(第2条関係)  |   |  |  |  |  |
| 略   | 略   |  |  |  |  |
| 略   | 略   |  |  |  |  |
| □育児休業 □育児休業期間の延長 (□新規 □再度) (□新規 □再度) (□新規 □再度) (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の | □ (1) 出生後8週間以内の育児休業の承認 □(□1回目 □2回目) ※回数は、同一の子に係る回数。以下同 □(□) □(□1回目 □2回目 □3回目以後) □(□1回目 □3回目以後) □(□1回目 □3回目以後) |  |  |  |  |
| 延長、非常勤職員の1歳6箇月までの子の育<br>児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児                        | <u>延長</u> が必要な事情)   |  |  |  |  |

| 改正前               | 改正後  |  |  |
|-------------------|--|--|--|
| <u>休業</u> が必要な事情) | ・(2)のうち「3回目以後」の承認         ・(3)のうち「再度」の延長         ・非常勤職員の1歳から1歳6箇月までの子の育児休業の承認         ・非常勤職員の1歳6箇月から2歳までの子の育児休業の承認 |  |  |

(注) 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度 の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除 く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等 及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行 する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証 明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁 組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が 発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委 託措置決定通知書又は証明書、住民票謄本等のいずれ か)を添付すること(写しでも可)。

#### 2 略

3 「2 請求の内容」欄の「1歳6箇月までの子の育児休業」とは<u>佐賀県職員の育児休業等に関する条例</u> (以下「条例」という。) 第2条の3第3号に掲げる 場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子 の育児休業」とは条例第2条の4の規定に該当してす (注) 1 この請求書(<u>佐賀県職員の育児休業等に関する条例</u> (以下「条例」という。)第3条第7号に掲げる事情 に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に 係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求 者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は 助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の 出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明 書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家 庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長 が発行する委託措置決定通知書又は証明書、住民票謄 本等のいずれか)を添付すること(写しでも可)。

#### 2 略

3 「2 請求の内容」欄の「<u>1歳から</u>1歳6箇月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「<u>1歳6箇月から</u>2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(6において同

### 改正前

る育児休業をいう(6において同じ。)。

- 4 略
- 5 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業を しようとする場合は、所属名、職名、氏名、「3 請 求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄の みを記入すること。
- 6 略
- 7 「6 備考欄」には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合<u>(条例第2条の4に規定する期間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条に規定する産後休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認に係る期間等について記入すること。</u>

8 略

様式第2号(第3条関係)

育児休業等計画書

\_\_\_\_\_ 年 月 日

(任命権者)

様

提出者 所属名

職名

改正後

じ。)。

- 4 略
- 5 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする</u>育児 休業をしようとする場合は、所属名、職名、氏名、 「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期 間」欄のみを記入すること。
- 6 略
- 7 「6 備考欄」には、①請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、②請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、③請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認に係る期間等について記入すること。

8 略

| 改正前   | 改正後 |
|---|-----|
| <ul> <li>氏名</li> <li>佐賀県職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11<br/>条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務<br/>の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下<br/>記のとおり提出します。</li> <li>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</li> <li>1 請求の別□ 育児休業□ 育児短時間勤務</li> </ul> |     |
| 2 請求に係る子       子 の 氏 名       当請求者の計画  |     |
| 請求期間     年月日から年月日まで       再度の請求予定期間     年月日から年月日から年月日から年月日まで  |     |
| 4 備 考   |     |
| (注)1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間<br>勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載<br>事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。2 「3 請求者の計画」の「請求期間」欄には、育児<br>休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載<br>した請求期間を記入すること。   |     |

| 改正前   | 改正後                         |
|---|-----------------------------|
| 3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る<br>子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。 |                             |
| <u>4</u> 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入するこ                  |                             |
| <u>と。</u><br><u>5 該当する□にはレ印を記入すること。</u>           |                             |
| <u>様式第3号</u> ( <u>第5条関係</u> )                     | 様式第2号<br>( <u>第4条関係</u> )   |
| 略<br>  <b>様式第4号</b> (第7条関係)                       | 略<br>  <b>様式第3号</b> (第6条関係) |
| 略   | 略                           |

様式第3号の次に次の1様式を加える。

# 様式第4号(第7条関係)

## 育児短時間勤務計画書

| (任命権者)                                 |                     |          |              |              |                 | 年             | 月    | 日        |
|--|---------------------|----------|--------------|--------------|-----------------|---------------|------|----------|
|  | 様                   |          |              |              |                 |               |      |          |
|  |                     |          |              | 提出者          | 所属名             |               |      |          |
|  |                     |          |              |              | 職   名     氏   名 |               |      |          |
| 佐賀県職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短 |                     |          |              |              |                 |               |      |          |
| 時間勤務の承認り提出します。                         | !を請求する <sup>-</sup> | 予定で      | すので、         | 育児短時間!       | 勤務の計            | 画につい          | ハて下記 | のとお      |
| かに出しより。なお、記載事                          | 項に変更が生              | とじた場     | 場合は、         | 遅滞なく届け       | け出ます。           |               |      |          |
| 1 請求に係                                 | 系る子                 |          |              |              |                 |               |      |          |
| 子の氏                                    | 名                   |          |              | 生年月日         |                 | 年             | 月    | 日生       |
| 2 請求者の                                 | )計画                 |          |              |              |                 |               |      |          |
| 請求期                                    | 間                   | 年        | 月            | 日から          | 年               | 月             | 日まで  |          |
| 再度の請求予定<br>間                           | 三期                  | 年        | 月            | 日から          | 年               | 月             | 日まで  |          |
| 3 備                                    | 考                   |          |              |              |                 |               |      |          |
| (141)                                  | - 1 <del></del>     | <u> </u> | -L == ++1 >6 | 7 37 34 1.44 | 1               | / <del></del> | . —  | <b>7</b> |

- (注) 1 この計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、 記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
  - 2 「2 請求者の計画」の「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
  - 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、 速やかに行うこと。
  - 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの規則による改正前の佐賀県職員の育児休業等に関する規則第3条の規定の適用については、なお従前の例による。